

## 令和6・7年度 福津市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書提出要領(追加申請) (建設工事)

入札に参加を希望するかたは、次の要領により申請書類を提出してください。

◆申請業種区分 別表「登録希望業種区分表」による。

### ◆提出要件

次の要件に該当するかたは、入札参加資格審査申請書を提出できません。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- 2 本市から地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとして、競争入札参加資格認定を取り消された者で、取消期間中の者、またその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者
- 4 登録を希望する営業種目に対応する建設業法第3条の規定による許可を受けていない者
- 5 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者
- 6 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 7 税金(本市に納付すべき料金を含む。)を滞納している者
- 8 福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条で求める「男女共同参画推進状況報告」のない者
- 9 福津市小規模修繕契約希望者登録名簿に登録されている者
- 10 令和6・7年度福津市一般(指名)競争入札参加資格登録名簿(建設工事)に掲載されている者

### ◆申請書等様式の配付

福津市ホームページ上で配付します。( <https://www.city.fukutsu.lg.jp/> )より[トップページ]→[産業・ビジネス]→[入札・契約情報]→[業者登録]に進んで、ダウンロードしてください。

※窓口での配付は行いません。

### ◆申請方法

『ふくおか電子申請サービス』で申請(仮受付)を行い、その後、提出書類を要領に従って提出してください。

※『ふくおか電子申請サービス』での申請後、提出書類が下記受付期間に届かなかった場合は、申請が無かったものとして処理します。ご注意ください。

### ◆提出方法

**市内業者:**郵送又は持参(持参された場合も、その場での書類確認は行いません)

**市外業者:**郵送のみ

※市内業者とは、福津市内に主たる営業所(本店)又はその他の営業所(支店)を有する事業者をいい、市外業者はそれ以外の事業者をいいます。

※郵送の場合は書留、レターパックまたは宅配とし、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、送付してください。「測量・建設コンサル等」「物品・役務の提供・リース等」の申請書類も提出

する場合は、1枚の封筒に同封できます（ファイルは分け、書類は別途用意してください）。

※到着確認の返信等は受け付けません。必要に応じて追跡確認できる方法で送付してください。

#### ◆受付期間

##### ●仮受付（ふくおか電子申請サービス）

令和7年6月23日（月）から令和7年7月14日（月）まで

##### ●書類の提出

令和7年7月1日（火）から令和7年7月14日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）

※書類の提出の際は、ふくおか電子申請サービスでの仮受付時に発行された「受付番号」が必要となります。

※必ず上記期間内に申請してください。

#### ◆送付先（提出先）

福津市 総務部 総務課 契約検査係

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

#### ◆登録の認定

「資格認定通知書」により令和7年9月下旬頃に通知します。

#### ◆有効期間

令和7年10月1日～令和8年9月30日（1年間）

#### ◆問い合わせ先

申請に関する全般 ……総務課 契約検査係 TEL 0940-43-8196（直通）

男女共同参画の推進状況報告…男女共同参画推進室 男女共同参画係 TEL 0940-43-8116（直通）

#### ◆留意事項

- ・入札参加資格を認定された者が掲載された登録名簿を本市ホームページ上で公表しますので、ご了承のうえ申請してください。
- ・不足書類がある場合は受理できませんので、「提出書類チェック表（様式9）」で十分確認をしてください。
- ・申請書提出後、記載事項が事実と相違していることが判明した場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。
- ・管更生工事登録を希望する場合は、本申請とは別に管更生工事登録業者として登録するための申請が必要です。申請については、登録名簿に土木一式工事を第1希望業種として掲載されている者であること等、登録に必要な要件がありますので、詳しくは本市ホームページ上に掲載している「管更生工事登録申請書提出要領」をご覧ください。
- ・申請関係書類の不備等が判明した場合、こちらからご連絡させていただくことがあります。不備が判明した書類等を差し替え（または追加）提出する場合は、写しの提出を不可としている書類や、押印が必要な書類を除き、メールでの提出を可とします。

差し替え書類等提出専用メールアドレス（ d=keiyaku@city.fukutsu.lg.jp ）

（注）このメールアドレスは、令和7年7月1日から9月30日までの間のみ使用可能となります。

## 変更の届出について

申請書提出後に下表の事項について変更があった場合は、書類を提出してください。

1. 入札参加資格審査申請書変更届については、福津市ホームページ[トップページ]→[産業・ビジネス]→[入札・契約情報]→[業者登録]からダウンロードした様式をご利用ください。
2. 提出方法は、窓口提出・郵送いずれでも構いません。

変更届出事項	提出書類
法人の商号・代表者・所在地	・入札参加資格審査申請書変更届 ・商業登記簿の謄本(写) ・(支店等に委任している場合)委任状
個人事業主の住所・代表者	・入札参加資格審査申請書変更届 ・住所については住民票(写) ・代表者については戸籍謄本(または抄本)(写)
法人・個人事業主の電話番号・FAX番号・メールアドレス	・入札参加資格審査申請書変更届 ・(支店等に委任している場合)委任状
支店等の名称・代表者・所在地・電話番号・FAX番号・メールアドレス	・入札参加資格審査申請書変更届 ・委任状
許可・登録等の状況	・新しい許可・登録等の証明書(写)
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)

※資格の有効期間中は、登録業種の変更(順位の変更を含む)及び追加はできません。

登録希望業種区分表(建設工事)

大分類 コード	大分類 ※建設業許可を有する業種のみ選択可	小分類 コード	小分類
100	土木一式工事	1	土木一式工事
200	建築一式工事	1	建築一式工事
300	大工工事	1	大工工事
400	左官工事	1	左官工事
500	とび・土工・コンクリート工事	1	
		2	交通安全施設工事
		3	法面処理工事
		4	その他
600	解体工事	1	解体工事
700	石工事	1	石工事
800	屋根工事	1	屋根工事
900	電気工事	1	電気工事
1000	管工事	1	
		2	給排水・衛生設備工事
		3	空調・冷暖房設備工事
		4	その他
1100	タイル・れんが・ブロック工事	1	タイル・れんが・ブロック工事
1200	鋼構造物工事	1	鋼構造物工事
1300	鉄筋工事	1	鉄筋工事
1400	ほ装工事	1	ほ装工事
1500	しゅんせつ工事	1	しゅんせつ工事
1600	板金工事	1	板金工事
1700	ガラス工事	1	ガラス工事
1800	塗装工事	1	塗装工事
1900	防水工事	1	防水工事
2000	内装仕上工事	1	内装仕上工事
2100	機械器具設置工事	1	
		2	プールろ過設備工事
		3	ポンプ設備工事
		4	昇降機設備工事
		5	その他
2200	熱絶縁工事	1	熱絶縁工事
2300	電気通信工事	1	電気通信工事
2400	造園工事	1	造園工事
2500	さく井工事	1	さく井工事
2600	建具工事	1	建具工事
2700	水道施設工事	1	水道施設工事
2800	消防施設工事	1	消防施設工事
2900	清掃施設工事	1	清掃施設工事

※業者カード(様式8)には、第3希望まで記入欄がありますが、第1または第2希望までのご登録も可能です。

福津市一般(指名)競争入札参加資格審査申請提出書類一覧(建設工事)

番号	提出書類及び記載要領	写
1	福津市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書(建設工事) 両面印刷不可 (様式1)	不可
2	誓約書 ※「暴力団排除条項第1項各号の解釈」ページは不要 両面印刷不可 (様式2)	不可
3	<p><b>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書</b></p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事が発行した最新の通知書(総合評定値(P点)が記載されたもの)の写しを提出してください。</p> <p>※総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況に1つでも「無」があり、その後に社会保険等に加入した場合は、社会保険等加入状況が確認できる書類(提出書類16)の提出が必要です。</p>	可
4	営業所一覧表 ※本店のみの登録であれば不要 (様式3)	可
5	<p><b>工事实績書(第1希望業種分)</b> (様式4)</p> <p>直近2年分の主な完成工事を記入してください。</p> <p>※市内業者は市内営業所での実績。</p> <p>※経営事項審査申請時の工事経歴書でも可。</p>	可
6	<p><b>技術者名簿(工事)</b> 令和7年7月1日現在 (様式5)</p> <p>氏名・法令による免許等を記入してください。(第1希望業種分)</p> <p>※支店で登録する場合は支店分名簿で可。</p> <p>※市内業者(土木・建築)は提出書類11「福津市内事業所等調書」と同じ内容のため提出不要です。</p> <p>※変更がない場合、経営事項審査申請時の技術職員名簿でも可。</p>	可
7	<p><b>商業登記簿謄本(法人の場合)</b> 令和7年4月1日以降発行</p> <p>履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書。</p>	可
	<p><b>身元(身分)証明書(個人の場合)</b> 令和7年4月1日以降発行</p> <p>本籍地市町村で発行を受けたもの。免許証等は不可。</p>	可
8	<p><b>建設業許可証明書又は通知書</b></p> <p>申請日時点で有効なもの。許可更新手続き中の場合は、そのことが確認できる資料(更新申請中で受付印があるもの等)を提出してください。</p> <p>証明書を添付する場合は、令和7年4月1日以降発行分を添付してください。</p>	可
9	<p><b>納税証明書(「未納(滞納)のない」証明書)</b> 令和7年4月1日以降発行</p> <p>特定年度の納税証明ではなく、申請時点で滞納がないことを証明する書類です(納税金額は記載不要)。下記の①～③を提出してください。</p> <p>①国 税 …未納税額のない証明書(法人の場合は様式その3の3、個人の場合は様式その3の2。なお、様式その3でも可とします)</p> <p>②都道府県税…納税証明書の備考欄に「都道府県税に未納(滞納)のない旨」の表示があるもの ※支店等に委任する場合は、支店等が所在する都道府県が発行した証明。</p>	可

- ③市町村税 …納税証明書の備考欄に「市町村税に未納(滞納)のない旨」の表示があるもの  
 (当該市町村が「未納(滞納)のない証明」を発行していない場合に限り、納税証明書【直近2か年度分】でも可とします。)  
 ※支店等に委任する場合は、支店等が所在する市町村が発行した証明。  
 ※福津市内の事業所で登録する場合は代表者等個人分の証明も必要です。  
 (法人の場合)法人代表者個人(福津市内の支店等に委任する場合は、支店長等)が納税義務者となっている各市町村税の未納(滞納)のない証明書  
 (個人の場合)個人事業者代表が納税義務者となっている各市町村税の未納(滞納)のない証明書

**未納(滞納)のない証明書の入手方法**

	書類	問い合わせ先
①国税	未納税額のない証明書 (法人の場合) 様式その3の3 (個人の場合) 様式その3の2	管轄の税務署  ※福津市の管轄「香椎税務署」 TEL 092-661-1031(代表)
②都道府県税	納税証明書の備考欄に「都道府県税に未納(滞納)のない旨」の表示があるもの	登録を希望する事業所(支店等に委任する場合は支店等)所在地を管轄する都道府県の県税事務所  ※福津市の管轄「東福岡県税事務所」(福岡市東区箱崎 1-18-1) TEL 092-641-0201  ※福津市及びその近郊の事業者は東福岡県税事務所宗像地区県税相談窓口をご利用ください。事前に電話予約が必要です。 【東福岡県税事務所宗像地区県税相談窓口】 住所:宗像市東郷2丁目1番16号 TEL 0940-36-2107(開庁時間 10:00~16:00)
③市町村税	納税証明書の備考欄に「市町村税に未納(滞納)のない旨」の表示があるもの	登録を希望する事業所(支店等に委任する場合は支店等)所在地の市町村の税務課等  ※福津市内事業所は「福津市税の滞納のない証明(入札・指名願用)」を福津市税務課(Tel 0940-43-8117)で発行します。本人以外(代理人)が申請する場合は①本人が自署・押印した委任状、②代理人の確認ができるもの、③代理人印鑑、が必要です。

※未納(滞納)のない証明書を発行していない自治体へ申請する場合は、直近2年分の納税証明書を添付してください。

10	<p><b>委任状(支店等に委任する場合)</b> <b>両面印刷不可</b> (様式6)</p> <p>本市との契約締結等の権限を支店等に委任する場合は提出してください。</p> <p>委任状の委任事項を一括して委任するため、委任先となる支店等を決める際は、法律などにより必要である資格等の有無を十分確認してください。</p>	不可
11	<p><b>福津市内事業所等調書</b> <b>両面印刷不可</b> (様式7-1・2・3・4)</p> <p><b>※福津市内事業所で土木一式・建築一式を第1希望とする場合に提出してください。</b></p> <p>(福津市内の支店等に委任する場合も含む)</p> <p>○「事業所等の外観・内部・許可標識」(写真など)</p> <p>○「技術者名簿」・こちらを提出する場合、提出書類6は不要</p> <p>○「技術者名」・全員の顔写真、雇用状況の確認書類など</p> <p>○「本店、支店それぞれの建設業許可」</p> <p>(建設業許可申請書様式第1号、別紙一、別紙二(1)または(2))</p> <p>○経營業務の管理責任者証明書(建設業許可申請書様式第7号の写し)</p> <p>○専任技術者一覧表(建設業許可申請書様式別紙四)もしくは専任技術者証明書(建設業許可申請書様式第8号)の写し</p>	不可
12	<p><b>官製はがき(資格認定通知書用) ※封筒不可</b></p> <p>返信先の宛名(郵便番号、住所、業者名)を記載し、<b>裏面には何も記載しない</b>てください。</p> <p>登録番号等を通知いたします。(9月下旬頃発送予定)</p>	
13	<p><b>業者カード(建設工事)</b> <b>両面印刷不可</b> (様式8)</p> <p>『ふくおか電子申請サービス』から出力したもの(受付番号入り)。</p>	可
14	<p><b>提出書類チェック表(建設工事)</b> <b>両面印刷不可</b> (様式9)</p> <p><u>貴社がチェック表で、書類不足のないように確認してください。</u></p>	可
15	<p><b>役員等名簿</b> <b>※申請日時点で福岡県に業者登録をしていれば不要</b> (様式10)</p> <p>法人の場合は、登記簿謄本に記載されている役員(相談役・顧問を含む)を記載してください。委任する場合は、受任者(支社長・支店長など)も記載してください。</p> <p>個人の場合は、事業主とその他事実上経営に参画しているものを記載してください。</p>	可
16	<p><b>社会保険等加入状況の確認書類</b> (加入していることが分かる書類の写し、または様式11)</p> <p><b>※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」または「適用除外」の場合は提出不要です。</b></p> <p>加入状況が「無」で、その後加入した場合は「保険料領収書」「保険料納入証明書」等の書類(写)、加入義務がない場合は「社会保険等の加入義務がないことの届出書(様式11)」を提出してください。</p>	可
17	<p><b>格付における主観点項目に関する書類</b></p> <p><b>※土木一式、建築一式、ほ装、造園、管、電気が第1希望で、加点を希望する場合に提出してください。</b></p> <p>格付に主観点を導入します。主観点の加点を希望する場合は提出してください。</p>	可

	<p><b>(市外の事業所で登録する場合に提出できる書類)</b></p> <p>①福岡県子育て応援宣言登録証(写) ※申請日時時点で登録期間内であること</p> <p>②所属する健康保険組合が発行する健康宣言事業の宣言書もしくは証明書(写)(福岡県が発行する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録証」(写)でも可)</p> <p><b>(市内の事業所で登録する場合に提出できる書類) ※市内の支店等に委任する場合も含む</b></p> <p>①福岡県子育て応援宣言登録証(写) ※申請日時時点で登録期間内であること</p> <p>②所属する健康保険組合が発行する健康宣言事業の宣言書もしくは証明書(写)(福岡県が発行する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録証」(写)でも可)</p> <p>③福津市との防災協定書(写) ※所属する団体のものでも可</p> <p>④福津市との公共エリア環境づくり事業(アダプトプログラム)の合意書(写)</p> <p>⑤福津市の消防団協力事業所表示証(写)</p> <p>※新規登録については①は福岡県、②は所属する健康保険組合または福岡県、③・⑤は福津市防災安全課(TEL 0940-43-8107)、④は福津市うみがめ課(TEL 0940-62-5019)までお問い合わせください。</p>	
18	<p><b>令和7年度 男女共同参画推進状況報告書</b> ※添付書類を含めた書類一式を封入して提出</p> <p>市条例に基づき「事業者等の責務」として推進状況の届出を義務化しています。</p>	可

#### ※管更生工事登録の申請書類

19	<p>管更生工事登録申請書 <b>両面印刷不可</b> (様式第1号)</p> <p>管更生工事登録申請書提出要領をご覧ください。</p>	不可
20	<p>機械保有調書 (様式第2号)</p> <p>資料の提出が必要になります。詳しくは管更生工事登録申請書提出要領をご覧ください。</p>	可
21	<p>専門技術者届出書 (様式第3号)</p> <p>資料の提出が必要になります。詳しくは管更生工事登録申請書提出要領をご覧ください。</p>	可

#### 【書類作成上の留意点】

- 「建設工事」「測量・建設コンサル等」「物品・役務の提供・リース等」のうち登録を希望する部門が複数ある場合は、それぞれに提出書類が必要となります。
- 書類は、順番どおりにし、1部提出してください。
  - 提出書類1～11の書類は順番通りにし、A4サイズの縦ファイルにしてください。  
(ファイルは紙製で、金具を使用していないもの、色の指定はありません)  
※管更生工事登録を希望する場合は、提出書類19～21の書類(添付資料含む)を上記ファイルの末尾と一緒にしてください。(別冊にしないこと)  
※ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入すること。(ラベルを使用する場合は紙製とすること。テプラ可)  
※提出書類の削減のため、なるべく両面コピーを使用してください  
(ただし提出書類のうち 1、2、10、11、13、14、19 は両面印刷不可とします)
  - 提出書類12～17についてはファイルには一緒にとじこまず、クリップでとめてください。
  - 提出書類18については、ファイルには一緒にとじこまず、18に関連する添付書類を含めた一式を封筒に入れ、封筒の表に「男女共同参画推進状況報告書」と記入してください。

3. 2の①及び②、③の書類を1枚の封筒に同封し、封筒の表に必ず「入札参加資格審査申請書在中」と明記して郵送してください。

